

全国社会福祉法人経営者協議会

## 経営協情報 №52

平成 27 年 2 月 2 日号

全国経営協事務局

TEL. 03-3581-7819

<http://www.keieikyo.gr.jp/>

<今号の内容>

1. 「地域協議会」および「所轄庁の指導監督」、「法人の合併」について議論  
～第 12 回社会保障審議会 福祉部会～
2. 介護人材確保の具体的な方策について議論  
～第 3 回社会保障審議会 福祉部会 福祉人材確保専門委員会～
3. 平成 27 年度 社会福祉主事資格認定通信課程 ～民間・春期コース～  
受講者募集中【第 2 次募集：2 月 27 日(金)まで】

### 1. 「地域協議会」および「所轄庁の指導監督」、「法人の合併」について議論 ～第 12 回社会保障審議会 福祉部会～

1 月 23 日（金）、第 12 回社会保障審議会福祉部会が開催された。

冒頭、黒岩委員から全国知事会の意見書について報告があり、「控除対象財産」、「余裕財産」、「地域公益活動」の内容を明確にすべきことや、余裕財産は社会福祉事業の充実に使うべきとの考えとともに、社会福祉法人の経営に行政の過度な関与は不要との意見を述べた。

意見書に関連して、藤野委員から「新しく地域ニーズを探すのではなく、既存事業の周辺にあるニーズに対応していくことが重要。法律的な整備においても、そういう観点を忘れないでほしい」との意見が出された。

その後、今回の議題である「地域協議会」および「広域的に事業展開する社会福祉法人に対する所轄庁の指導監督」、「法人の合併」について厚生労働省から以下の考え方が示され、議論が行われた。

#### 1. 地域協議会について

##### 【目的】

- 社会福祉法人が「地域公益活動」を実施するに当たり、地域における福祉ニーズを適切に把握する。
- もって、社会福祉法人等による地域福祉活動推進の基盤とする。

##### 【開催主体】

- 所轄庁が既存の福祉に関する協議会を活用して、開催することができるものとする。
- 「地域協議会」の運営については、社会福祉協議会が中心的な役割を果たすケースが想定される。

##### 【機能】

- 社会福祉法人が実施する「地域公益活動」に係る地域における福祉ニーズの把握

○「地域公益活動」の実施体制の調整等（複数の法人が連携・協働した「地域公益活動」の実施などについての検討・調整）

○「地域公益活動」の実施状況の確認

【具体的な運用】

○所轄庁は、地域ケア推進会議等の既存の福祉に関する協議会を活用し、各協議会の代表者、地域住民、所轄庁・関係市町村等が参加し、「地域公益活動」を実施しようとする社会福祉法人が、可能な範囲で制度横断的に、地域における福祉ニーズの把握が可能な場を開催することを基本とする。

○ただし、「地域協議会」の開催については、各地域における既存の福祉に関する協議会の設置状況、活動状況を踏まえた柔軟な運用とすることとする。（複数の所轄庁による共同開催、既存の協議会への社会福祉法人の出席など）

○既存の福祉に関する協議会の多くは、地方公共団体が設置するものであることから、所轄庁は、社会福祉法人が福祉ニーズを把握する機会を円滑に得ることができるよう、関係地方公共団体と必要な調整を行うこととする。

○また、「地域公益活動」を実施する社会福祉法人は、毎年度、「地域協議会」への参加等により、地域における福祉ニーズの把握に努めるとともに、「地域公益活動」の実施状況を「地域協議会」の場に対して定期的に報告することとする。

【既存の福祉に関する関係者の協議の場の例】（ ）内は、設置主体。※は、任意設置。

○市町村単位の地域ケア会議（地域ケア推進会議）※

○障害者総合支援法に基づく協議会（市町村、都道府県）※

○子ども・子育て支援法に基づく合議制の機関（市町村、都道府県）※

○都道府県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会

○地方社会福祉審議会（都道府県、指定都市、中核市）

（○市町村地域福祉計画の策定等に係る策定委員会、地域懇談会（市町村）） など

地域協議会について、委員からの意見は以下のとおり（→は厚労省の説明）。

・地域ニーズの把握は、多くは市町村レベルで把握すると考えられるが、複数法人が連携しての地域公益活動は県レベルでの事業となる。その際の地域協議会との兼ね合いはどうするのか。（武居委員）

→ここでの基本的な想定は市町村レベルであるが、より広域的なものは、所轄庁同士が柔軟な対応を取る必要がある。

・法定受託事務であるので、ある程度国が考え方を示すべき。広域的な市や市域をこえる場合は難しいのではないか。実態に合わせた柔軟な福祉ニーズへの対応についての考え方は、ある程度国が示すべき。広域で複数事業を行っている法人の場合、どの地域に対応するのか。柔軟な対応をすることは良いが、実務的には混乱することを懸念する。

また、法人の主体性が発揮されやすいなどの利点があると考えるので、行政主導だ

けでなく法人主導型のものも認めるべきではないか。(藤井委員)

- ・評議員会、理事会の役割について検討をしたが、そこの整合性や関係性は考慮されているのか。役割が重なってくるのではないか。運営協議会という仕組みを法人単位で取り入れていってもよい。(福岡委員)

- ・児童分野においては、すでに多くの協議会があるが、イメージがわからない。行政が作ったらそれに参加するという感じになるのではないか。(藤野委員)

→種別横断的なニーズに取り組むために、関係者が一堂に会して地域ニーズについて検討する場を作ることが地域協議会の目的である。

- ・そもそも地域公益活動は、公益事業に位置付けられるのか。(鎌倉委員)

→(第11回部会資料1により説明)責務として位置付ける「地域における公益的な取組」は、無料または低額な料金で実施する社会福祉事業または公益事業が該当する。一方で、再投下対象財産の投下先である、「地域公益事業(仮称)」は、公益事業である。

- ・地域協議会の役割については理解できたが、地域の範囲とは何か。(高橋英委員)

→地域の範囲については今後検討していく。

- ・考え方は賛成だが、これが機能するには、かなりハードルが高い。

所轄庁が地域協議会を設置するのであれば、法整備が必要。

また、事業計画、予算に関わってくるので、3月の法人役員会に時期を合わせて地域協議会を開催しなければならないが、手続きは難しいのではないか。特に広域的に事業展開をしている法人の場合、指導監督のイメージと同じような仕組みとなるが、所轄庁が対応できるか。(関川委員)

→具体的な設計はこれから進めていく。

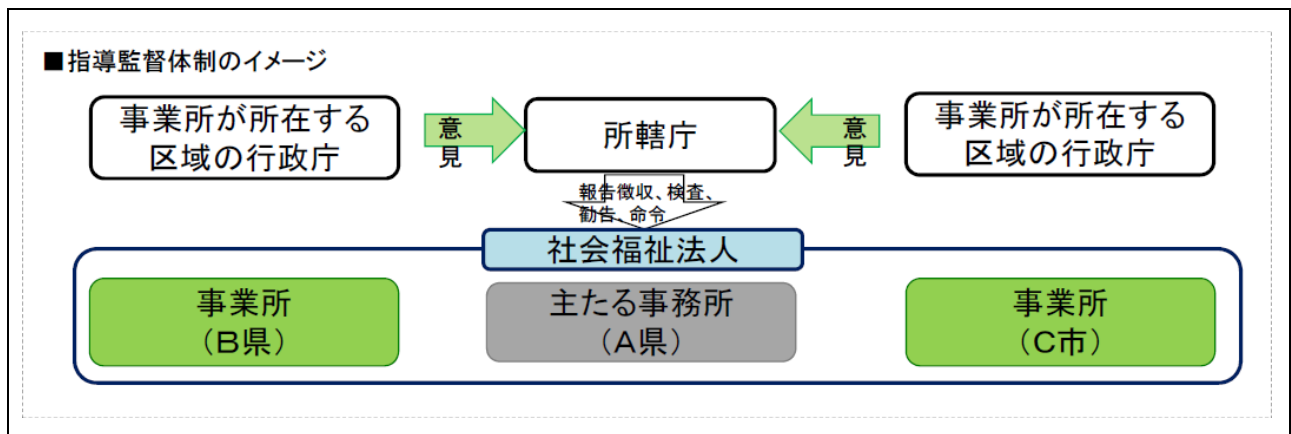
- ・なぜ指導監督の役割を持つ所轄庁が主体的に介入するのか。法人の主体性を大切にするという議論と逆行しているのではないか。神奈川ライフサポート事業の場合、社協と社福が自主的にやっており、そのようなあり方で良いのではないか。

(西條参考人：黒岩委員代理)

→地域公益活動を社会福祉法人の責務とする以上、行政が整備して、進めていかなければならない。

## 2. 広域的に事業展開する社会福祉法人に対する所轄庁の指導監督について

○広域的に事業展開する法人に対する所轄庁による法人監査と、当該法人の事業所が所在する区域の行政庁による施設監査との連携を図るため、医療法の例を参考に、社会福祉法人が設置する事業所が所在する区域の行政庁は、適切な措置を採ることが必要であると認めるときは、当該社会福祉法人の業務を監督する所轄庁に対し、その旨の意見を述べるができる旨の規定を整備してはどうか。



広域的に事業展開する社会福祉法人に対する所轄庁の指導監督については、第 8 回部会で示された考え方を再整理して提案されたものである。

委員からの意見は以下のとおり（→は厚労省の説明）。

- ・医療法の仕組みは、4 月から施行されるものなので、現時点で評価できないが、医療法人の場合、地域を離れた展開が少ないのではないかと。社会福祉法人の場合は、地方から東京への進出が増えており遠隔地との連携がどうか、また、医療法人の場合は、県と県で済むが、社会福祉法人の場合は市と県での情報共有になるが、その辺の違いはどう考えるか。（藤井委員）

→法人の指導監督と、施設の指導監督は役割が違うので、その連携が必要だというのが今回の考え方である。

- ・法人監査と施設の監査は根拠も見る内容も全く違う。何の意見を述べるのか。（西條参考人）

→これからは、広域的な事業展開をする社会福祉法人が増えるので、規定が必要になってくる。

### 3. 法人の合併

- 評議員会の議決機関化に伴い、社会福祉法人の合併については、一般財団法人・公益財団法人と同様に、評議員会の議決（特別議決）を要することとすべきではないか。
- 所轄庁による合併の認可等必要な手続きは維持した上で、一般財団法人・公益財団法人を参考に、合併契約の作成、合併の類型に応じた評議員又は債権者に対する開示書類等に関する規定を整備すべきではないか。

法人の合併について、委員からの意見は以下のとおり（→は厚労省の説明）。

- ・評議員会の議決は確かに必要だが、理事会の議決は踏まえないのか。（藤野委員）

→法律上の整理は必要だが、当然理事会で議論されたものが、評議員会で議題にあがるものと考えている。

- ・書類開示はなんのために行うのか。（関川委員）

→債権者の保護を目的としている。

- ・合併においては、利用者家族の利益を考えるべきではないか。（関川委員）

→利用者家族については、合併において、事業の継続は担保されているので、心配していない。

- ・利用者保護については、全く別の観点が必要。法人が変われば契約を一からやり直すこともある。社会福祉法人において、他法と全く一緒という考え方は当てはまらないのではないか。また、設備投資の際に理事による債務保証の例は多いはずで、この責任をどう考えるかは、検討が必要ではないか。（藤井委員）

当日の資料は、今後下記URLに掲載されている。

なお、今回は2月5日（木）に開催される。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000072108.html>

## 2. 介護人材確保の具体的な方策について議論

### ～第3回社会保障審議会 福祉部会 福祉人材確保専門委員会～

1月27日（火）、第3回社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会が開催された。

「介護人材確保の具体的な方策について」を議題とし、A参入促進、B労働環境・処遇の改善、C資質の向上、D役割分担と連携についてそれぞれ方策が示された。

([http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikan-shitsu\\_Shakaihoshoutantou/0000072424.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikan-shitsu_Shakaihoshoutantou/0000072424.pdf))

A参入促進においては、対象となるべき人材層を「A 介護への理解・関心を高めるべき層（将来の担い手たる小中学生、就職活動期の高校生・大学生、子育て中・後の助成、中高年齢者層）」、「B 介護を就職の選択肢を考えている層」、「C 一時的に介護から離れている層」の3層に分けて、具体的な方策が示された。

B労働環境・処遇の改善においては、早期離職者や、介護職の主な離職事由ごとに具体的な方策が示された。

C資質の向上においては、①介護人材の全体像の在り方②介護福祉士の担うべき機能の在り方③介護福祉士資格取得方法の一元化の3つの論点をもとに、具体的な方策が示された。

D役割分担と連携においては、国や地方自治体をはじめ、関係する機関・事業者それぞれが果たすべき役割について、具体的な方策が示された。

なお、介護福祉士資格取得方法の一元化において、実務経験ルートの方策として示された内容は以下のとおり。

- ・実務経験ルートにおける実務者研修義務付けを平成28年度から施行する。
- ・現在の負担軽減措置（科目の読み替え、通信教育の活用等）に加え、次のような受講しやすい環境整備のための方策を講じる
  - 1：平成28年度から、実務者研修における受講期間の柔軟化を図り、受験希望者の利便性に資するため、受講期間6月以上の規定を撤廃する（ただし、1日の受講時間数に上限枠を設ける等の教育効果を担保する対応を検討する）
  - 2：国家資格取得を目指す介護従事者の意欲を喚起し、かつ、社会福祉士との取扱いの相違を是正するため、年度末に受験資格を満たす見込みがある者については、3年目の受験を認める
  - 3：介護福祉士国家試験について、科目別に合格を認定する仕組み等（いわゆる「単位制」等）の導入を検討する（他のルートも含め）

A～Dの論点について、委員からの意見は以下のとおり（→は厚労省の説明）。

#### A 参入促進について

- ・小中学生への体験型学習は大変重要であるが、そこで教えている先生方への研修も重要である。（石橋委員）
- ・小中学生へのアプローチは重要であるが、親の反対を受けるというケースがあると聞く。社会全体に対してもマイナスを払拭しなければならない。（武居委員）
- ・最近の若者は地域志向が強いというデータもある。介護の魅力を知らしめるツールを作成いただければ、地方での人材確保に役立つのではないかと。（福岡委員）
- ・介護の魅力発信については、A層に対してマイナスイメージを払拭するということを進めていかなければならない。また、C層については、再研修支援も重要だが、研修受講後の就職先のマッチングまで行うべき。（堀田委員）
- ・人材確保は福祉に限らず、どの業界も頭が痛いこと。地域志向が強いのであれば、地方に力点を置いて人材確保策を展開してもよいのではないかと。（柳川委員）
- ・介護職はまだ一般的には3Kのイメージが浸透している。まずは、教職員に対する研修を国単位で考えていかななくてはならない。（小林委員）
- ・介護実習プログラムの充実・強化を図らなくてはならないし、それには現場の協力が必要であるので、現場との連携を進めていかななくてはならない。（小林委員）
- ・教職員への研修は、教育への介入である。その覚悟があるのか。

（西條参考人：黒岩委員代理）

→関係省庁とも検討したい。

#### B 労働環境・処遇の改善について

- ・心身の不調については、社内だけでなく、団体、自治体が相談できる逃げ場があるべき。（柳川委員）

- ・子育て休暇だけでなく、介護休暇も含めて休みが取りやすいように環境整備をすべき。  
(堀田委員)
- ・福祉機器は近年特に高度化してきたが、福祉機器をしっかりと生かしたケアができていないのではないか。デンマークでは国が労働環境基準を作る際に福祉機器を使用することを念頭において基準を作っている。(福岡委員)
- ・離職率が高かったら、結果として人材不足になる。離職防止策にはもっと力を入れて取り組むべき。そうでないと将来の見通しが立たない。(小林委員)
- ・現場の介護職員にとっては、介護報酬の複雑さや、それに伴うリスクマネジメントの負担が非常に大きい。また、通常の勤務時間内では記録が書けず、残業せざるを得ないなど、負担は益々大きくなっている。労働環境の改善を考えるのであれば、記録のICT化なども併せて進めるべき。(武居委員)

### C 資質の向上について

- ・漸進的に資格取得一元化を進めることは賛成であるが、経過措置が一定必要なのではないか。大学のことを考慮すると5年は必要ではないか。(川井委員)
- ・特例高校の再実施はいつからの予定か。できるだけ早めに再実施して欲しい。  
(高橋福委員)
- ・今は介護の仕事が一緒くたに語られており、専門性が見えにくい。(小林委員)
- ・資料1の2ページに構造転換のイメージで山の姿が示されているが、山の登り方のガイドマップがあると良い。(田中座長)
- ・誰がどこまでケアを担うのかという点についてもしっかりと検討すべき。(堀田委員)
- ・既存のルートは大事にすべき。何年経過措置を設けるかは検討が必要。(柳川委員)
- ・介護人材の役割については、しっかり現場検証をして、育成カリキュラムについても検討するべき(石橋委員)
- ・以前はホームヘルパー3級があったが、今は働く以前に、福祉を理解するという仕組みがないのではないか。(福岡委員)
- ・新しい制度を打ち出し、周知期間が必要、そして途中で変わることもよくない。そう考えると5年間は必要(小林委員)

### D 役割分担と連携について

- ・機能分化が進むのであれば、これまでの職員需要の見通しに対する考え方も変更するべきではないか(堀田委員)
- ・国の役割として、継続的な基金の確保を入れるべき。(西條参考人)

### その他

- ・介護を学ぶ学生への資金援助も検討して欲しい。(小林委員)
- ・具体的な施策がいつからか、法改正が必要なものは何かなどを整理して欲しい。  
(花井委員)

最後に田中座長から、3回の議論を事務局と座長でとりまとめ、事前に委員に確認いただいたうえで、次回はとりまとめを行うとの発言があった。

当日の資料は、今後下記URLに掲載されている。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000072429.html>

次回は2月4日（水）に開催される。

### **3. 平成27年度 社会福祉主事資格認定通信課程 ～民間・春期コース～ 受講者募集中【第2次募集：2月27日(金)まで】**

全社協・中央福祉学院では、標記通信課程の平成27年度受講者を募集中です。

「社会福祉主事」は、福祉事務所の現業員や査察指導員等に必要とされる任用資格ですが、特別養護老人ホームやデイサービスセンターなど民間社会福祉事業の多くの現場においても、職員の基礎的な資格として広く取得され、準用されています。

また、本課程修了後、所定の相談援助業務に2年以上従事すると、社会福祉士通信課程短期養成コースの入学資格を得ることができます。本学院でも社会福祉士短期養成コースを実施していますので、主事資格取得後のさらなるキャリアアップを見据えた継続的な学習計画が可能です。

多くの方のご受講をお待ちしています。

#### **通信課程の概要**

- (1) 受講期間； 平成27年4月～平成28年3月（1年間）
- (2) 学習内容； 自宅学習によるレポート作成（16科目）、面接授業（5日間）
- (3) 受講料； 87,400円（添削指導料、テキスト・教材費・面接授業料含む(消費税込額)）

※面接授業時の交通費・宿泊費等は別途

- (4) 受講資格； 民間社会福祉事業もしくは介護保険事業に現に従事している者
- (5) 申込締切； 平成27年2月27日（金）【当日消印有効】

【受講案内・申込書のダウンロードはこちら】

中央福祉学院ホームページ <http://www.gakuin.gr.jp/>

【問合せ先：中央福祉学院 TEL 046-858-1355】



**会員法人の皆様**  
**本会ホームページをご活用ください！**  
<http://www.keieikyo.gr.jp/>

**会員法人情報公開ページを開設**

法人の社会への情報公開のツールとして、ぜひ、法人情報公開ページをご活用ください。自法人のホームページがなくても**無料**でインターネット上に情報公開ができます（法人概要、公益的取組等の実施状況、事業報告、財務諸表、監査報告書など）。もちろん、法人の既存ホームページへのリンクも可能です。

（ホームページ右の「会員法人情報公開ページ」をクリック）

**WEB経営診断**

会員法人が自ら法人の現状把握と経営課題の抽出、改善への取り組みに向けて、手軽にホームページ上にて、**無料**で経営診断できるツールです。

「チェックリスト」「組織風土診断」「財務分析」の3つを利用いただけます。

（ホームページ左の「WEB経営診断」のロゴマークをクリック）

＜「経営協情報」送付先＞

- ・ 電子メールによる直接配信をご希望された全国経営協会員法人
- ・ 全国経営協 協議員・監事・相談役
- ・ 都道府県経営協の正副会長、事務局
- ・ 全国社会福祉法人経営青年会 会員（メールニュース配信希望者のみ）